

添付文書 1 :

「専利審査指南修正草案（第 2 回意見募集稿）」改正箇所対照表

「専利審査指南」 (2010 年 2 月 1 日から施行)	「専利審査指南修正草案（第 2 回意見募集稿）」（訂正履歴表記あり）	「専利審査指南修正草案（第 2 回意見募集稿）」（訂正履歴表記なし）
<p>第三部分第一章</p> <p>3. 国内段階移行時に提出する出願書類の審査</p> <p>3.2.1 説明書と権利要求書の訳文</p> <p>……</p> <p>国際段階において、国際出願の説明書、権利要求書に、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列が含まれ、かつ配列表は説明書の単独した一部分として提出される場合、訳文の提出時にも、これを説明書の単独した一部分とし、かつ単独に頁番号を作成しなければならない。出願人はさらに、当該配列表と一致したコンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しなければならない。もし、提出したコンピュータ読み取り可能な形式による副本に記載された配列表</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>3. 国内段階移行時に提出する出願書類の審査</p> <p>3.2.1 説明書と権利要求書の訳文</p> <p>……</p> <p>国際段階において、国際出願の説明書、権利要求書に、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列が含まれ、かつ配列表は説明書の単独した一部分として提出される場合、訳文の提出時にも、これを説明書の単独した一部分とし、かつ単独に頁番号を作成しなければならない。</p> <p><u>書面出願</u>については、出願人はさらに、当該配列表と一致したコンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しなければならない。もし、提出したコンピュータ読み取り可能な形式</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>3. 国内段階移行時に提出する出願書類の審査</p> <p>3.2.1 説明書と権利要求書の訳文</p> <p>……</p> <p>国際段階において、国際出願の説明書、権利要求書に、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列が含まれ、かつ配列表は説明書の単独した一部分として提出される場合、訳文の提出時にも、これを説明書の単独した一部分とし、かつ単独に頁番号を作成しなければならない。</p> <p>書面出願については、出願人はさらに、当該配列表と一致したコンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しなければならない。提出したコンピュータ読み取り可能な形式による</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>が、説明書の中の配列表と一致しない場合は、説明書の中の配列表を基準とする。コンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しないか、若しくは提出した副本が説明書の中の配列表と明らかに一致しない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>配列表部分の任意記載内容が説明書の主要部分に記載された場合、配列表部分の如何なる文字も翻訳する必要がない。</p> <p>国際段階において、国際出願の説明書に用紙</p>	<p>による副本に記載された配列表が、説明書の中の配列表と一致しない場合は、説明書の中の配列表を基準とする。コンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しないか、若しくは提出した副本が説明書の中の配列表と明らかに一致しない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。<u>国家段階に入った際に、説明書の中に 400 頁以上の配列表が含まれる場合は、規定に適合する、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表のみを提出しても良い。</u></p> <p><u>電子出願については、規定に適合する、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表を説明書の単独部分として提出しなければならない。</u></p> <p>配列表部分の任意記載内容が説明書の主要部分に記載された場合、配列表部分の如何なる文字も翻訳する必要がない。</p> <p>国際段階において、国際出願の説明書に用紙</p>	<p>副本に記載された配列表が、説明書の中の配列表と一致しない場合は、説明書の中の配列表を基準とする。コンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しないか、若しくは提出した副本が説明書の中の配列表と明らかに一致しない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。国家段階に入った際に、説明書の中に 400 頁以上の配列表が含まれる場合は、規定に適合する、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表のみを提出しても良い。</p> <p>電子出願については、規定に適合する、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表を説明書の単独部分として提出しなければならない。</p> <p>配列表部分の任意記載内容が説明書の主要部分に記載された場合、配列表部分の如何なる文字も翻訳する必要がない。</p> <p>.....</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>が 400 頁以上になるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表部分を含む場合、国内段階移行時に、規定に合致したコンピュータ読み取り可能な形式による配列表のみ提出すればよい。</p> <p>……</p>	<p>が 400 頁以上になるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表部分を含む場合、国内段階移行時に、規定に合致したコンピュータ読み取り可能な形式による配列表のみ提出すればよい。</p> <p>……</p>	
<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5.2.2 先の出願書類の副本の提供</p> <p>特許協力条約実施細則 17 条の規定によると、出願人がすでに受理官庁に対して先の出願書類の副本を提出していたか、若しくは受理官庁に先の出願書類の副本の作成要求を提出していた場合、専利局は出願人本人に先の出願書類の副本の提供を要求してはならない。当該先の出願書類の副本は、専利局が国際事務局に対して請求する。専利局の審査官は、先の出願書類の副本を照査する必要があると判断した場合、国際事務局に対して、当該出願の先の出願書類の副本の伝送を請求しなければならない。例えば、国際調査報告における関連書類の欄に、「PX」、「PY」書類などと表記があるか、若しくは国際調査機構の審査官が検索したが見つからず、専</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5.2.2 先の出願書類の副本の提供</p> <p><u>出願人が国際段階において、特許協力条約の規定に従って先の出願書類の副本を提出していた場合は、特許協力条約実施細則 17 条の規定によると、</u>出願人がすでに受理官庁に対して先の出願書類の副本を提出していたか、若しくは受理官庁に先の出願書類の副本の作成要求を提出していた場合、専利局は出願人本人に先の出願書類の副本の提供を要求してはならない。当該先の出願書類の副本は、専利局が国際事務局に対して請求する。専利局の審査官は、先の出願書類の副本を照査する必要があると判断した場合、国際事務局に対して、当該出願の先の出願書類の副本の伝送を請求しなければならない。例えば、国際調査報告における関連書類の欄に、</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5.2.2 先の出願書類の副本の提供</p> <p>出願人が国際段階において、特許協力条約の規定に従って先の出願書類の副本を提出していた場合は、専利局は出願人本人に先の出願書類の副本の提供を要求してはならない。当該先の出願書類の副本は、専利局が国際事務局に対して請求する。専利局の審査官は、先の出願書類の副本を照査する必要があると判断した場合、国際事務局に対して、当該出願の先の出願書類の副本の伝送を請求しなければならない。例えば、国際調査報告における関連書類の欄に、「PX」、「PY」書類などと表記があるか、若しくは国際調査機構の審査官が検索したが見つからず、専利局の実体審査担当審査官が追加検索において「PX」、「PY」などの書類を検索の結</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>利局の実体審査担当審査官が追加検索において「PX」、「PY」などの書類を検索の結果見つかった場合。</p> <p>……</p>	<p>「PX」、「PY」書類などと表記があるか、若しくは国際調査機構の審査官が検索したが見つからず、専利局の実体審査担当審査官が追加検索において「PX」、「PY」などの書類を検索の結果見つかった場合。</p> <p>……</p>	<p>果見つかった場合。</p> <p>……</p>
<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5.3 出典の付加</p> <p>特許協力条約実施細則の規定によると、出願人が国際出願の提出時に、ある項目や部分の記載に漏れがあった場合、最初の国際出願日を保つために、先の出願の中の対応した部分を援用する方式により、漏れた項目や部分を付加することができる。うちの「項目」とは、全部の説明書又は全部の請求項をいう。「部分」とは、一部の説明書、一部の請求項、若しくは全部又は一部の添付図面をいう。</p> <p>中国では特許協力条約実施細則の前述規定を保留にしたため、国際出願の国内段階移行時に、先の出願を援用する方式により、漏れた項目や部分を付加して最初の国際出願日を保つものに</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5.3 出典の付加</p> <p>特許協力条約実施細則の規定によると、出願人が国際出願の提出時に、ある項目や部分の記載に漏れ又は誤りの提出があった場合、最初の国際出願日を保つために、先の出願の中の対応した部分を援用する方式により、漏れた又は正しい項目や部分を付加することができる。うちの「項目」とは、全部の説明書又は全部の請求項をいう。「部分」とは、一部の説明書、一部の請求項、若しくは全部又は一部の添付図面をいう。</p> <p>中国では特許協力条約実施細則の前述規定を保留にしたため、国際出願の国内段階移行時に、先の出願を援用する方式により、漏れた又は正</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5.3 出典の付加</p> <p>特許協力条約実施細則の規定によると、出願人が国際出願の提出時に、ある項目や部分の記載に漏れ又は誤りの提出があった場合、最初の国際出願日を保つために、先の出願の中の対応した部分を援用する方式により、漏れた又は正しい項目や部分を付加することができる。うちの「項目」とは、全部の説明書又は全部の請求項をいう。「部分」とは、一部の説明書、一部の請求項、若しくは全部又は一部の添付図面をいう。</p> <p>中国では特許協力条約実施細則の前述規定を保留にしたため、国際出願の国内段階移行時に、先の出願を援用する方式により、漏れた又は正</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>ついて、専利局が認めないものとする。</p> <p>出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合、出願人が国内段階移行手続を取る際に、移行声明においてこれを明記し、かつ中国に対する出願日の修正を請求した場合、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容される。審査官は国際事務局から伝送された「援用項目又は部分の決定確認通知書」（様式 PCT/RO/114）の記載を根拠に、当該国際出願の中国での出願日を改めて確定し、かつ出願日再確定通知書を発行しなければならない。出願日の再確定により、出願日が優先権日から起算する 12 ヶ月を超える場合、審査官はさらに当該優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合に、もし出願人が国内段階移行手続を取る際に、これを明記していないか、若しくは中国に対する出願日の修正を請求していないなら、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容されない。審査官は補正通知書を発行し、出願人に援用・付加の項目や部分を削除するよ</p>	<p><u>しい項目や部分を付加して最初の国際出願日を保つものについて、専利局が認めないものとする。</u></p> <p><u>国際段階において援用・付加の項目や部分が存在する国際出願については、出願人が国家段階移行手続を取る際に、移行声明においてこれを明記しなければならない。明記していない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限までに補正しない場合は、審査官は撤回とみなす通知書を発行しなければならない。</u></p> <p>出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合、出願人が国内段階移行手続を取る際に、移行声明においてこれを明記し、かつ中国に対する出願日の修正を請求した場合、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容される。審査官は国際事務局から伝送された「援用項目又は部分の決定確認通知書」（様式 PCT/RO/114）の記載を根拠に、当該国際出願の中国での出願日を改めて確定し、かつ出願日再確定通知書を発行しなければならない。出願日の再確定により、出願日が優先権日から起算</p>	<p>しい項目や部分を付加して最初の国際出願日を保つものについて、専利局が認めないものとする。</p> <p>国際段階において援用・付加の項目や部分が存在する国際出願については、出願人が国家段階移行手続を取る際に、移行声明においてこれを明記しなければならない。明記していない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限までに補正しない場合は、審査官は撤回とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合、出願人がこれを明記し、かつ中国に対する出願日の修正を請求した場合、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容される。審査官は国際事務局から伝送された「援用項目又は部分の決定確認通知書」（様式 PCT/RO/114）の記載を根拠に、当該国際出願の中国での出願日を改めて確定し、かつ出願日再確定通知書を発行しなければならない。出願日の再確定により、出願日が優先権日から起算する 12 ヶ月を超える場合、審査官はさらに当該</p>
---	---	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>う通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は、後続手続きにおいて中国に対する出願日の修正を請求することによって、援用・付加の項目や部分を保留することはできない。</p>	<p>する12ヶ月を超える場合、審査官はさらに当該優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合に、もし出願人が明記されるが国内段階移行手続きを取る際に、これを明記していないか、若しくは中国に対する出願日の修正を請求していないなら、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容されない。審査官は補正通知書を発行し、出願人に援用・付加の項目や部分を削除するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は、後続手続きにおいて中国に対する出願日の修正を請求することによって、援用・付加の項目や部分を保留することはできない。</p>	<p>優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合に、もし出願人が明記されるが中国に対する出願日の修正を請求していないなら、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容されない。審査官は補正通知書を発行し、出願人に援用・付加の項目や部分を削除するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は、後続手続きにおいて中国に対する出願日の修正を請求することによって、援用・付加の項目や部分を保留することはできない。</p>
<p>第三部分第一章 5. その他書類の審査 5.8 訳文の誤りの補正 出願人が訳文の誤り補正時に、補正頁を提出する以外、書面による訳文誤り補正請求を提出</p>	<p>第三部分第一章 5. その他書類の審査 5.8 訳文の誤りの補正 出願人が訳文の誤り補正時に、補正頁を提出する以外、書面による訳文誤り補正請求を提出</p>	<p>第三部分第一章 5. その他書類の審査 5.8 訳文の誤りの補正 出願人が訳文の誤り補正時に、補正頁を提出する以外、書面による訳文誤り補正請求を提出</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>し、所定の訳文誤り補正手数料を納付しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>し、所定の訳文<u>補正費</u>誤り補正手数料を納付しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>し、所定の訳文補正費を納付しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>……</p>
<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5. 10. 2 国内段階における記載事項の変更</p> <p>国内段階移行時、又はそれ以降に記載事項変更手続を取る場合、本指南第一部分第一章第6.7.1節の規定を適用する。</p> <p>本指南第一部分第一章第6.7.2節に挙げられたいくつかの記載事項変更証明書類に加え、以下の2つの状況において当事者（出願人又は発明者）本人が行う声明でも、変更申告用の証明書類とすることができる。</p> <p>(1) 出願人が、国際出願において誤った出願人氏名又は名称、或いは誤った発明者氏名を記入しており、国内段階移行後には誤りを補正するための変更を申告すると明言している。</p> <p>(2) 出願人が、国際出願の出願人又は発明者が異なる国において異なる名称又は氏名（言語</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5. 10. 2 国内段階における記載事項の変更</p> <p>国内段階移行時、又はそれ以降に記載事項変更手続を取る場合、本指南第一部分第一章第6.7.1節の規定を適用する。</p> <p>本指南第一部分第一章第6.7.2節に挙げられたいくつかの記載事項変更証明書類に加え、以下の2つの状況において、<u>当事者</u>（出願人又は発明者）本人が行う声明でも、変更申告用の証明書類とすることができる。：<u>：</u></p> <p>(1) 出願人が、国際出願において誤った出願人氏名又は名称、</p> <p><u>(2) 或いは国際出願において誤った発明者氏名を記入する。</u> しており、国内段階移行後には誤りを補正するための変更を申告すると明言している。</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5. その他書類の審査</p> <p>5. 10. 2 国内段階における記載事項の変更</p> <p>国内段階移行時、又はそれ以降に記載事項変更手続を取る場合、本指南第一部分第一章第6.7.1節の規定を適用する。</p> <p>本指南第一部分第一章第6.7.2節に挙げられたいくつかの記載事項変更証明書類に加え、以下の2つの状況において、出願人又は発明者が行う声明でも、変更申告用の証明書類とすることができる：</p> <p>(1) 国際出願において誤った出願人氏名又は名称、</p> <p>(2) 国際出願において誤った発明者氏名を記入する。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>種類の違いだけでなく) を使用しており、中国では国際公開時の記載とは別な名称又は氏名を使用したいため、変更を申告すると明言している。例えば、米国籍中国人が米国で***・トムという氏名を使用しており、かつ当該氏名で国際出願を提出したが、中国へ移行時には、***をその氏名として使用することを請求している。</p>	<p>-(2) 出願人が、国際出願の出願人又は発明者が異なる国において異なる名称又は氏名(言語種類の違いだけでなく) を使用しており、中国では国際公開時の記載とは別な名称又は氏名を使用したいため、変更を申告すると明言している。例えば、米国籍中国人が米国で***・トムという氏名を使用しており、かつ当該氏名で国際出願を提出したが、中国へ移行時には、***をその氏名として使用することを請求している。</p>	
<p>第三部分第一章 7. 費用納付における特殊な規定 7.2.3 再審費と年金の減免又は延期納付 国際出願の出願人は、再審費と年金の納付が確かに困難である場合、専利費用の減免・延期納付方法に基づき、専利局に費用の減免・延期納付請求を提出することができる。</p>	<p>第三部分第一章 7. 費用納付における特殊な規定 7.2.3 再審費と年金の減免又は延期納付減免 国際出願の出願人は、再審費と年金の納付が確かに困難である場合、専利費用の減免・延期納付費用減免方法に基づき、専利局に費用の減免・延期納付費用減免請求を提出することができる。</p>	<p>第三部分第一章 7. 費用納付における特殊な規定 7.2.3 再審費と年金の減免 国際出願の出願人は、再審費と年金の納付が確かに困難である場合、専利費用減免方法に基づき、専利局に費用減免請求を提出することができる。</p>
<p>第三部分第一章 7. 費用納付における特殊な規定 7.3 その他特殊な費用</p>	<p>第三部分第一章 7. 費用納付における特殊な規定 7.3 その他特殊な費用</p>	<p>第三部分第一章 7. 費用納付における特殊な規定 7.3 その他特殊な費用</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>国際出願の国内段階手続きにおいては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。</p> <p>(1) 訳文誤り補正手数料（即ち訳文補正費）は、訳文の誤り補正請求の提出と同時に納付しなければならない。</p> <p>(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。</p>	<p>国際出願の国内段階手続きにおいては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。</p> <p>(1) 訳文誤り補正手数料（即ち訳文補正費）は、訳文の誤り補正請求の提出と同時に納付しなければならない。</p> <p>(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。</p>	<p>国際出願の国内段階手続きにおいては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。</p> <p>(1) 訳文補正費は、訳文の誤り補正請求の提出と同時に納付しなければならない。</p> <p>(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。</p>
---	---	--

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html